「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」 及び

「『キャリア形成促進助成金』、『キャリアアップ助成金』等の雇用関係助成金」等 にかかる説明会(第2回)のご案内

- ○平成25年4月1日から改正労働契約法が施行され、有期労働契約が通算で5年を超え反復更新された場合には、労働者の申込に基づき無期労働契約に転換できるルールが導入されているところですが、一定の業務に従事する高度な専門的知識・技術・経験を持つ有期雇用労働者や、定年後に有期契約で継続雇用される高齢者については、このルールを適用しないという特例法である「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」(以下「有期特措法」という。)が、本年4月1日から施行されることとなっています。
- ○労働契約法に基づく無期転換の発生は平成30年4月1日以降となるものではありますが、それまでの間に一定の準備、手続きを行っておく必要があることから、今回この有期特措法に関する概要の説明会を開催することといたしました。
- ○多くの分野で労働力の逼迫状況が広がる中にあって、人材確保・育成対策が早急に求められているため、人材不足対策の一つである雇用管理改善を通じ、採用・定着の改善が有効な「能力開発」や「キャリアアップ」等の取組に係る雇用関係助成金の説明も併せ予定しております。
- ○参加は無料ですが、第1回説明会希望者を優先させていただきましたので、若干名様とさせていただきます。

なお、<mark>駐車場がありません</mark>ので、お越しの際は、可能な限り乗合い又は公共交通機関をご利用ください。

開催日時	平成 27 年 6 月 2 日 (火) 1 0:00~12:00 (午前の部) 1 4:00~16:00 (午後の部) (午前の部)(午後の部)の説明は同じです		
開催場所	茨城労働局 2 階会議室 (水戸市宮町 1 - 8 - 31) 電話: 029 - 224 - 6214		
定員	若干名		
内 容	(1) 「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行について」 (2) 「『キャリア形成促進助成金』、『キャリアアップ助成金』等の雇用関係助成金について」		
問合せ先	茨城労働局労働基準部監督課 山口・橋本 電話:029-224-6214		

FAX 送信表

To: 茨城労働局監督課 あて

(FAX 029-224-6273)

From: 会社名等

案内のありました、「有期特措法及び雇用関係助成金」の説明会に出席したいので、申し込み致します。

出席者情報

会 社 名	
所 在 地	
希望するもの (いずれかに丸を付す)	午前の部 ・ 午後の部
連 絡 先 (電話・FAX・メール等)	
出席者職氏名	1.
	2.
	3.